

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ジョイフル本田		コード	3191
提出日	2025/8/29	異動(予定)日	2025/9/18	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に、下記2に記載の社外取締役3名(2名再任、1名新任)と社外監査役3名(1名再任、2名新任)の選任議案が付議されるため。また、同定時株主総会において、社外取締役釘崎広光氏、常勤監査役(社外監査役)岡田周悟氏、社外監査役 広瀬史乃氏が任期満了により退任するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	白河 桃子	社外取締役	○														○		有
2	戸倉 圭太	社外取締役	○														○		有
3	柴山 慎一	社外取締役	○														○	新任	有
4	内梨 晋介	社外監査役	○														○	新任	有
5	小田切 弓子	社外監査役	○														○		有
6	小澤 亜季子	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		直接会社経営に関与された経験はありませんが、働き方改革、ダイバーシティ、女性活躍、ワークライフ・バランス、自律的キャリア形成、SDGsなどをテーマにジャーナリスト、作家、教育者、公的な諸会議の委員として長年にわたり各分野の職務に携わるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識を生かして、経営全般における有益な提言をいただき、独立かつ客観的な立場から当社の経営事項の決定および業務執行を監督していただくとともに、当社社員の働き方や女性のキャリア形成などに十分な役割を果たしていただくことを期待し、選任しております。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、独立役員に指定しております。なお、白河桃子氏の戸籍上の氏名は、小林美紀であります。
2	現在、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に所属しており、同法律事務所と当社との取引実績は、過去3事業年度(当社第48期、第49期、第50期)ともに、当社の売上高の2%未満、また、同法律事務所の年間売上高の2%未満と少額であります。	過去に会社の経営に関与したことはありませんが、企業の合併・買収、資本市場を含む各種の金融取引、コーポレート・ガバナンスの分野を中心として企業法務に携わり、また証券会社のM&Aアドバイザー部門での勤務経験を有するなど、法務、M&A、およびITを含めた企業の戦略的意思決定に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識を生かして、経営全般における有益な提言をいただき、独立かつ客観的な立場から当社の経営事項の決定および業務執行を監督していただくとともに、当社の今後の事業戦略などに十分な役割を果たしていただくことを期待し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
3		野村総合研究所グループなどにおいて要職を歴任し、複数の企業において経営に携わるなど、企業経営や企業コンサルティングに関する豊富な経験・見識を有しております。また、日本広報学会の理事長を務めるなど、広報・PR分野における学術的な知見と実践的な経験を兼ね備えております。同氏の豊富な経験と幅広い見識を生かして、経営全般における有益な提言をいただき、独立かつ客観的な立場から当社の経営事項の決定および業務執行を監督していただくとともに、当社の今後の事業戦略などに十分な役割を果たしていただくことを期待し、選任するものです。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、独立役員に指定するものです。
4		株式会社みずほ銀行において執行役員を務め、金融機関での豊富な経験と財務・会計に関する高度な知見を有しております。また、2021年からJUKI(株)の代表取締役社長COOに就任し、グローバルな製造業の経営を担うなど、企業経営に関する卓越した見識と実績を有しております。これらの豊富な経験と高度な専門知識、ならびに企業経営者としての卓越した見識と実績を当社の監査体制に生かしていただくため、選任するものです。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、独立役員に指定するものです。
5		公認会計士としての財務および会計に関する専門的な知識・経験とM&Aのアドバイザー業務に従事した経験から経営に関する高い見識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査体制に活かしていただくため、引き続き社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、独立役員に指定しております。

6	<p>弁護士として企業法務やM&A、労働紛争等に携わり、法律の専門家としての豊富な経験と知見を有しております。また、社外監査役としての経験から、企業経営の監督における実践的な知見も兼ね備えており、さらに、法律事務所を設立するなど、組織運営の観点からも優れた見識を有しております。これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査体制に生かしていただくため、選任するものであります。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、独立役員に指定するものです。</p>
---	--

4. 補足説明

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）の独立性基準を東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下の①～③のいずれかに該当した場合は独立性を有しないものと判断します。

- ①現在または過去10年間に於いて、当社グループ（注1）の業務執行者（注2）であった者
- ②過去3年間に於いて、下記a～gのいずれかに該当していた者
- a.当社グループとの一事業年度の取引額が、年間1,000万円を超え、かつ当社または当該取引先のいずれかの売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者
- b.当社の総議決権の5%を超える議決権を保有する大株主またはその業務執行者
- c.直近事業年度における当社の総資産の2%を超える額を当社グループに融資している当社グループの借入先（当該借入先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
- d.当社グループより年間1,000万円を超える寄付または助成を受けた者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
- e.当社より役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者、または年間1,000万円を超え、かつその売上高もしくは年間総収入額の2%を超える報酬を受けたコンサルティング・ファーム、法律事務所、監査法人等の専門的サービスを提供する団体に所属する者
- f.当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
- g.当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- ③上記①及び②に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
（注1）当社グループとは、当社及び当社の子会社をいう。以下同じ。
（注2）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。以下同じ。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。